

# 計画相談支援契約書

\_\_\_\_\_(以下「利用者」という)と相談支援事業所支援センターぬくもり(以下「事業者」という)は、事業者が利用者に対して提供する計画相談支援について、次の通り契約(以下「本契約」という)を締結します。

## 第1条(契約の目的)

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の趣旨に従って、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、計画相談支援を提供することを定めます。

## 第2条(契約期間)

- 1 本契約の契約期間は、令和 年 月 日から、支給期間満了日までとします。
- 2 支給期間満了日までに、利用者から事業者に対し、契約終了の申し出がない場合、また支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。
- 3 また、第9条(契約の満了)に該当する場合に、支給期間満了日前においても契約期間は終了します。

## 第3条(運営規程の概要)

事業者の運営規程の概要(事業者、事業所の概要、職員の体制、サービス内容等)は別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

## 第4条(利用するサービス)

事業者は、計画相談支援サービスを利用者に提供し、利用者はそのサービスを利用します。

## 第5条(提供するサービスの内容)

事業者が利用者に提供するサービスの内容は、以下のとおりとする。

- 1 サービス等利用計画案の作成:甲の解決すべき課題、意向、日常生活の状況等を把握(アセスメント)し、適切な障がい福祉サービス等の組み合わせを検討した計画案を作成する。
- 2 サービス等利用計画の作成:支給決定(または変更決定)の後、関係者を集めた会議(サービス担当者会議)等を開催し、連絡調整を行い、計画を最終確定させる。
- 3 継続障害福祉サービス利用支援(モニタリング):一定期間ごとに甲のサービス利用状況を確認し、計画の見直し(モニタリング)を行う。

## 第6条(利用者負担額及び実質負担額)

- 1 事業者の提供する計画相談支援に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。ただし、利用者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、重要事項説明書に定める金額を事業者に対し、一旦支払うものとします。

- 2 上記の他、利用者が通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受け、相談支援の提供を受ける場合は、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。
- 3 上記実費負担金は、1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末日までに支払います。

## 第7条(事業者の具体的義務)

- 1 <安全配慮義務> 事業者は、計画相談支援の提供にあたり、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2 <説明義務> 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者等の質問等に対して、適切に説明します。
- 3 <守秘義務> 事業者及び相談員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたり知り得た利用者又はその家族の秘密をについて、第三者に開示する事はありません。  
事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- 4 <記録の整備・閲覧> 事業者は、利用者に対する指定相談支援サービスの提供に関する記録・書類を、提供日から5年間保存します。事業者は利用者に対し、いつでも保管する利用者に関する記録、書類の閲覧に応じます。また、実費を負担してコピーすることができます。

## 第8条(損害賠償)

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者または利用者の指定する家族及び、市町村関係窓口 に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。
- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者 に損害を及ぼした場合には、速やかに利用者に対して損害を賠償します。  
ただし、利用者又は利用者の家族に故意または過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

## 第9条(契約の満了)

次のいずれかに該当する場合は、この契約は満了します。

- 1 利用者が死亡した場合。
- 2 第10条から第11条に基づき、本契約が解約又は解除されたとき。
- 3 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむをえない事由により、事業所を閉鎖した場合。
- 4 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- 5 第2条の契約期間が満了した場合(ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く)

## 第10条(利用者の解約権)

利用者は事業者に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合には30日以上予告期間をもって届けるものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。ただし、利用者は次の各号に事業者が該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくは相談員が、正当な理由なく、本契約に定める相談支援を実施しない場合。
- 2 事業者もしくは相談員が、第7条に定める義務に違反した場合。
- 3 事業者もしくは相談員が、故意または過失により、利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つける事などによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

## 第11条(事業者の解約権)

事業者は利用者に対し、利用者が非協力など利用者及び事業者間の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがないため、この契約の目的を達することが不可能となったときは、30日以上予告期間をもってこの契約を解除します。また、利用者が別紙重要事項説明書に定める通常の事業の実施地域外に転居した場合も契約を解除することができます。別紙重要事項説明書に定める通常の営業範囲外への支援にかかる交通費の不払いが生じた場合も契約を解除することができます。

## 第12条(苦情解決)

- 1 利用者は、本契約に基づく計画相談支援に関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口  
に苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、本契約に基づく計画相談支援に関して、重要事項説明書に記載された行政・運営適正化委員会に  
苦情を申し立てることもできます。

## 第13条(契約外条項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」その他諸法令の定めるところに従い、利用者  
と誠意をもって協議するものとします。

## 第14条(専属的合意管轄)

事業者及び契約者は、本契約の内容及び本契約やそれによる業務行為から生じる一切の請求に関して、訴訟を提起する場合には、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意します。

以上のとおり、契約が成立したことを証するために本契約書2通を作成し、利用者及び事業者は記名の上、各自その1通を保有することとします。

令和 年 月 日

利用者住所

利用者氏名

(代理人または立会人等)

住 所

氏 名

(本人との関係 )

事業所住所  
事業所名

名古屋市南区呼続 1-2-28 GQ BASE 2F  
株式会社グリップ 支援センターぬくもり  
代表取締役 服部伊久磨